

市町村における母子保健事業の効率的実施に関する研究 移譲後の母子保健サービスについて

高野 陽*

要 約：平成9年度に母子保健サービスが市町村に移譲された後の、新生児訪問指導事業・乳児健診、1歳6ヵ月健診及び3歳児健診の実施予定について調査し、ほぼ現行通り実施することを目指している地域が多いことを認めた。

見出し語：市町村移譲、母子保健サービス

研究方法：平成9年度の母子保健サービスの市町村移譲に伴う市町村の実施予定について、新生児訪問指導事業・乳児健診・1歳6ヵ月児健診及び3歳児健診を指標に調査を行った。この調査は、明年度分析を実施する全国規模調査のプレテスト的な意味をもち、市町村の実施予定の概略について把握しておくことが目的である。

対象は、社団法人全国母子健康センター連合会会員の市町村に所属する保健婦を対象に、調査票を郵送したもののうち、49市町村49名より、回答があり、これらを集計した。

主な調査内容は、(1)上記の事業の現行の実施状況、(2)移譲後の実施予定(実施方法・回数、担当職種等)である。

結 果：

(1) 回答した地域について

北海道から鹿児島県までの(沖縄県をはじめ数府県を除く)49市町村で、1993年の人口規模は最少が約2,500人最多が約40万人の範囲に分布しており、市は18ヵ所・町は28ヵ所市町村保健センターを設置している市町村は32ヵ所、母子健康センターは23ヵ所に設置されている。

(2) 新生児訪問指導事業について

既に現行でも市町村委託事業として実施している市町村は24ヵ所で、開業助産婦への委託事業としては17ヵ所の市町村で実施している。担当者もこの関連で、市町村保健婦が最も多い。

訪問指導の対象は、地域内の全出生児が21ヵ所、第1子全例が13ヵ所となっている。

*国立公衆衛生院次長

移譲後の予定は、市町村直営方式が32ヵ所、委託が6ヵ所であるが、未定は11市町村に及ぶ。予定担当者も市町村保健婦で行う地域が32ヵ所となっており、医療機関勤務助産婦によるものは1ヵ所である。また、予定対象は34ヵ所で現行通りとし、未定は9ヵ所である。

(3) 乳児健診事業について

現在、実施主体に関わらずこの事業によって全ての市町村の乳児期で少なくとも1度は受診できる機会をもっている。対象月齢に関係なく実施状況を見ると、市町村直営が36ヵ所、医療機関委託は2ヵ所となっている。対象月齢を複数にしている市町村や1回のみ地域など、その格差は大きい。対象月齢としては3～4ヵ月が最も多く、次いで9ヵ月児が多い。

小児科医が担当しているのは22ヵ所、保健所の保健婦の援助を必要としているのは23ヵ所にみられる。栄養士では、市町村雇上げを含め、市町村で対応している地域が多い。

移譲後の実施予定については、市町村直営で実施するものが38ヵ所、医療機関委託は2ヵ所、未定5ヵ所となっている。対象月齢や実施回数の変更を行う予定の市町村は4ヵ所で、対象月齢を減少する予定が3ヵ所にみられるが、増加の予定はない。対象についての未定は9ヵ所である。

乳児健診実施において、保健所保健婦を必要としている市町村は15ヵ所に見られるが、栄養士は逆に移譲前より未定が増え、市町村で対応できる地域は35ヵ所に減少している。

(4) 1歳6ヵ月児健診事業について

従来から市町村事業となっているが、保健所

の援助を求めている地域が28ヵ所あったが、移譲後は、現行に比して減少して18ヵ所となるが、乳児健診よりも多い。

(5) 3歳児健診事業について

現行は保健所事業であるが、既に市町村が委託されている地域はない。

移譲後、実施回数を増加させる予定の地域は6ヵ所にみられ、未定は10ヵ所である。現行のままが28ヵ所となっている。

医師、歯科医師とも現行のままが30ヵ所以上にみられるが、保健婦については保健所の援助を求めることをよていしている地域は24ヵ所あり、栄養士については12市町村で保健所に期待をしている。心理関係者については未定が多い。

考 察：今回の対象となった市町村では移譲後の母子保健サービスの実施予定に対しては比較的積極的な姿勢が認められるが、年長児を対象にする事業については保健所の援助を保健婦・栄養士等の任務に求める傾向があるようにみられる。これは、健診対象としての3歳児を経験していないということにも起因していることは否定できず、この点を考慮して、具体的な実施の方針を都道府県や保健所で作成するとともに3歳児など幼児についての研修を徹底的に行う必要が示唆される。すなわち、健診対象の年月齢の乳幼児に関する基本的知識、健診において認められる問題等に加えて幼児期全般に関する事前の理解を深める必要があることも、この結果から把握できる。

特に、今日の育児実態からみて、現在の保健従事者の能力では果たして多様化している育児

実態に対応できるか危惧がある。住民に密接する保健対策の充実を図る目的での市町村移譲の趣旨に反しないように対策が講じられる必要があろう。

その対策として、上記のような内容を含む十分な研修体制の確立－乳幼児に関する基本的知識の収集・事例に基づく生きた知識の導入・保健指導の具体的内容の修得と実践指導、など－が急務であり、さらに、地域内で対応できない事項に関する十分な対策の確立を保健所や都道府県とともに立てることは言うまでもない。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



要約:平成 9 年度に母子保健サービスが市町村に移譲された後の、新生児訪問指導事業・乳児健診、1 歳 6 ヶ月健診及び 3 歳児健診の実施予定について調査し、ほぼ現行通り実施することを目指している地域が多いことを認めた。